

運輸安全マネジメント

〒463-0098

名古屋市守山区川北町30番地

株式会社 睦美

代表取締役 成田 喜睦

2021年 4月 1日

《安全に関する基本方針》

最優先は、安全・安心の確保

《安全に関する理念》

- (1)輸送の安全に関わる法令、関連する規定を厳守し、忠実に職務を遂行する
- (2)安全管理体制を適切に維持するため普段の確認を徹底する
- (3)バス事業者として深く意識して社員一同が最善の努力を尽くす

《2021年度目標》

人身事故ゼロ

《取組計画》

- (1)安全に対する意識の徹底
- (2)健康管理に対する意識の向上徹底
- (3)車両の違和感に至るまで収集の徹底

《安全に関する伝達方法》

(1)関係官公署からのリーフレット等の掲示

(2)点呼時に安全統括管理者等と意見を
交わす

(3)安全統括管理者等が定期的に現場
に足を運んでコミュニケーションの確保
に当たる

《安全に関する反省事項》

- (1) 目標を達成できたが、「安全」への意識が形だけになっていないだろうか
- (2) 新型コロナ等をはじめとするさまざまな脅威に「安全の確保」への対応をしなければならぬ

《反省事項に対する改善方法》

(1) ビデオ等を利用した理解が得やすい
教育に努める

(2) 安全や健康管理に対する意識を点呼
や教育等において徹底し、資材の備蓄
を図る

安全に関する目標達成状況(事故に関する統計)

2020 年度結果

目標 人身交通事故 0 件

物件交通事故 0 件

結果 人身交通事故 0 件

物件交通事故 0 件

目標達成状況

人身交通事故 達成できた

物件交通事故 達成できた

2020年度は自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故はありませんでした。

2021年度 安全・安心の確保のための

年間教育計画

2021年 3月 31日

株式会社 睦美

| 実施月 | 内 容 | 項 目 |
|----------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 2021年 4月 | バスを運転する心構え | プロの運転士としての心がけとは 乗客への気配り、環境への配慮 |
| 5月 | バスの運行の安全、乗客の安全を確保 するために遵守すべきこと | 安全を損なう行為とは 危険は止めて落ち着いて |
| 6月 | バスの構造上の特性 | 内輪差、死角等への注意を再確認 非常口・消火器等バス特有装置確認 |
| 7月 | 乗車中の乗客の安全を確保するために 留意すべき事項 | 急発進、急ハンドルは乗客に危険 シートベルト着用義務の再確認 |
| 8月 | 乗客が乗降するときの安全を確保するために 留意すべき事項 | 乗降時のヒヤリハット 高齢者に対する思いやり |
| 9月 | 運行路線・経路における道路及び交通の状況 交通の状況 | 事前確認の必要性 報連相の重要性 |
| 10月 | 危険の予測及び回避並びに 緊急時における対応方法 | 子供や自転車への対応 普段からの訓練を心がけよう |
| 11月 | 運転者の運転適性に応じた安全運転 | 診断結果から見つめなおそう 『NF安全運転適性テスト(B式)』 |
| 12月 | 交通事故に関わる運転者の生理的 及び心理的要因とこれらへの対処方法 | 急ぐ気持ちは危険 疲労と飲酒について |
| 2022年 1月 | 健康管理の重要性 | 健康診断と自己管理の必要性 異常を感じたら無理はしないこと |
| 2月 | 安全の向上を図るための装置を備える 貸切バスの適切な運転方法 | 車両安定制御装置について 装置に頼らない異常気象への対応 |
| 3月 | ドライブレコーダーを利用した 安全運転への心構え | 長所を生かした優しい運転 ヒヤリハット体験等の車内共有 |
| | | |

《安全統括管理者とその規程》

安全統括管理者

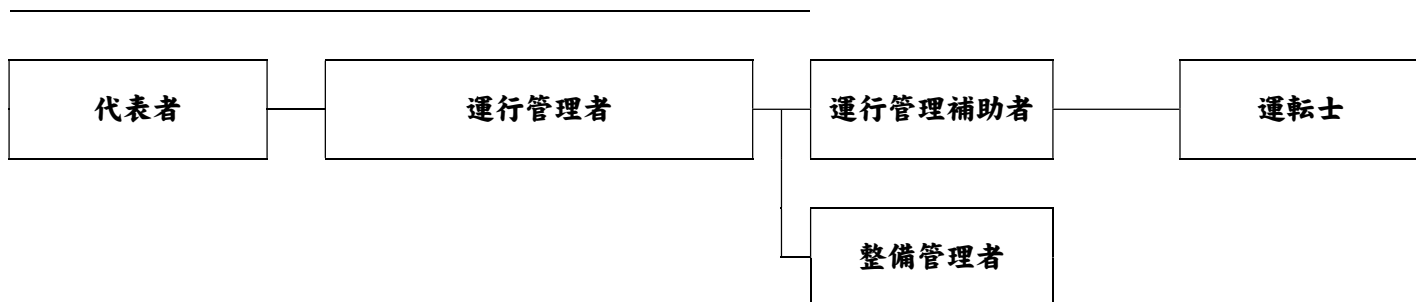
代表取締役 成田喜睦

《輸送の安全に関する監査》

安全管理規定に基づき年に1回以上の頻度で実施しています。

(2020年度内部監査は2021年3月31日実施)

組織体制及び指揮命令系統の組織図



事故・災害に関する報告連絡体制

速報対象重大事故・事件・予告 愛知運輸支局 保安担当
 8:30～17:15 TEL052-351-5382
 時間外・休日 TEL090-1980-3186

速報対象特定重大事件 中部運輸局 保安環境課
 8:30～17:15 TEL052-952-8044
 時間外・休日 TEL090-3251-6775



代表取締役
 安全統括管理者
 事故報告書作成
 (事故報告書受信)



被害者見舞い
 (病院待機)



所長
 事故速報
 報告書作成



被害者家族連絡

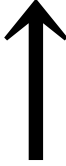
現場(車両)
 写真保存



現場検証立会



証人の確保



現場保存



運転士
 (事故発生現場)



所轄警察署通報
 所轄消防署通報

相手方の確認
 車両・連絡先等



被害者救済処置
 病院収容

安全統括管理者・代表取締役: 成田喜睦

事故速報が必要な事故

- (1)乗客に1人以上の死者を生じた場合
- (2)乗客に1人以上の重傷者を生じた場合
- (3)乗客・乗員に問わず1人以上の死者を生じた場合
- (4)乗客・乗員に問わず5人以上の重傷者を生じた場合
- (5)乗客・乗員に問わず10人以上の負傷者を生じた場合
- (6)転覆、転落、火災又は鉄道車両と衝突又は接触した場合
- (7)飲酒又は酒気帯びによる運行
- (8)自然災害に起因する可能性がある事故
- (9)運転士の脳疾患、心臓疾患、意識喪失と思われる症状により、運行が継続できなくなった場合
- (10)その他報道機関などから取材、問い合わせを受けた事故又は報道があった事故

事故速報が必要な事件

- 特定重大事件
- ①バスジャック
 - ②施設の不法占拠
 - ③爆弾又はこれに類するものの爆発
 - ④核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布
- 重大事件
- ①乗客、乗員に死者が出た事件
 - ②乗員による乗務中の暴行事件
 - ③強盗が発生し、乗員に死傷者が出た場合
 - ④運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件で、社会的影響の大きいと認められる(報道等で取り上げられた事件)
- 事件予告
- 特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへ書き込みその他の予告行為